

(第九部)

第三十五回 參議院農林委員會會議錄

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午後
二時七分開会

出版者に左の通り

卷之三十一

加賀
操君

山學
恒君

笛井治三郎君

宮本
邦彦君

詩經

小林
聲平君

卷之三

卷一百一十五

卷之三

異國正勝者

十一

寫田
吉雄君

正する法律案

1

食糧管理法の

七
二

○政府委員(東畑四郎君) 昨年の実績は、この間中から長官の言われました外貨の点であります。昨年の米麦の輸入額及び今年の米麦の輸入の見通し金額、若しおわかりになりましたら……。

○政府委員(東畑四郎君) 昨年の実績は取調べまして申上げますが、二十七年度の見通しは、前回に申上げたかどり実は計画をいたしております。その中でドル地域が二億五千六百万ドルといふのが当初の実は計画でございまして。勿論これは価格その他によりまして、若干の狂いがござりますが、二億五千六百万ドルを除きましたものがボンド地域と、いわゆるオーブン・アカウント地域から来る計画になつております。ボンド地域から來るもののが五千八百万ドル、オーブン・アカウント地域のものが九千八百万ドル、合計いたしまして一応四億一千二百万ドルという計画をいたしております。その後米等が若干政府が計画いたしましたよりは値上がりをいたしておりますので、米の必要資金がもう少し増えることになるかと実は考えておるのであります。

○松永義雄君 私の持つておる数字によると、四億二千万ドルになるのです。が、この点は別にしまして、昨年の米麦の輸入額は三億九千九百万ドル余になつておるのでですが、幾らか減へておることになるのですが、それはどういう理由でしようか。

○政府委員(東畑四郎君) 二十六年度

は米が大体七十万トンぐらいと考えております。本年は予算で百万トン以上で計画をいたしておりますので、米自体が非常に殖えておるといことが外貨所要額が狂いました大きな根本であろう、こういうふうに考えております。
○松永義雄君 これは或いは通産省へお聞きすることになるかと思うのですが、新聞紙上では外貨予算が今変更されつつあるというのだそうあります。当初計画したところによると輸出が十五億ドル、輸入が約二十億四百万ドル、それが最近の輸出入がうまく行くかないので十三億ドル悪くすると輸出が十二億ドルぐらいに落ちはしないか。自然に又輸入のほうも十八億ドルぐらいになるのだそうです。そろそろと、そういうことになると我々の素人常識になるのですが、輸出の金額が減つて来れば輸入の金額が減つて来る。そうするとその割当が一体米麦の輸入のほうへどういう影響が及んで来るかという点を一つお尋ねいたします。

画を作りませんと、輸出即輸入といふ場合には実は参らないのです。最近二期に分つて外貨予算を組んでおられます。今のところまだ我々のほうでそれを変更するということは聞いておりません。下期の外貨予算を立てます場合は大体上期の実績その他見通しをつけてやつております。現実只今のところ米等が我々が考えておりました上期の外貨予算に対しまして若干単価等が上りましたために殖えておりました。そういうものは修正をいろいろ政府はいたしております。そういう段階であります。年間を通した見通しは、安木長官が本国会で出されました以外に、農林省といたしましてはまだ何とも上げるデーターを持っておりません。別途一つ責任者からお聞き願いたいと、いうような状況でございます。

○ 松永義雄君 まあとにかく聞くだけは聞いて、お答えになる権限あるお役所から答弁を求ることはその際に譲りますて、この棉花の輸入のときには、大蔵大臣は手持のドルがたくさんあるのだからそれを向けたらいのじやないか、こういうことを言つたことがあります。我々としても一体そんなにドルをたくさん持つておることがどういう意味があるかというで、いろいろの予想、推測を持つていたのであります。が、現在三月末の外貨手持がドルで六億五千万ドルあるという数字になつておるのであります。この間中長官は麦について二億ドルぐらゐ輸入する予定で、だから六億ドルの中から出せば二億ドル

ぐらい直ぐ出る。大難把に一人よがりの計算を出せば出し得るのでしょ
が、とにかくこの手持外貨というものはボンドその他で十一億ドルくらいなつておるが、それがそのまま輸入へられて行つて、只今長官のおつしやたように時需があるとか、貿易外収入があるから、それで何となると、こういうふうにお話であります
が、併し常識上輸出が減つて来れば輸入も減るんじやないかといふように考
えられるのですが、この米麥に対する
も、まあ殊に麦に対する割当外貨とい
うようなものについて何ら不安を懷んでおらんのか、その通り聞いて聞か
りたいのか、その点を……。

○松永義雄君 それは、只今長官のお答えになつたことは農林省の考え方でしょか。大蔵省なり安本或いは通産省から得た結論としておつしやつておるのでしようか。

○政府委員(東畑四郎君) 外貨予算の配分は関係閣僚であります。一つの総合計画の一環でやつておるのであります。本年申上げました数字は農林省の数字のみならず、全体としての政府の方針であります。また食糧輸入金額の一応の計画であります。

○松永義雄君 最近その外貨予算が変更されると、いろいろ話を聞いておる所であります。然らばその外貨予算が本当にきまつて来なければ、たとえ農林省がこれだけのものを輸入するのにこれだけの外貨が必要だと言つても、實際上それだけの割当が来るかどうかといふことは、我々としては確たる結論を出し難いと思つては計画だと言つてゐる。ですが、現実に外貨割当が来なきや実際に品物が入つて来ないのじやないかという点……。これ以上は意見になりますから、この点に関する質問はやめておきます。

それから第二に質問いたしたいところは、我々が考えてみて、麦が統制の時には國家資本でこれが行われている。統制が外されたら一休民間資本はどういうふうにこれが入つて来るか。○政府委員(東畑四郎君) 御質問の趣旨は、集荷なり運転資金だと思いますが……。

○松永義雄君 集荷、運転資金、販売、一切の……。

○政府委員(東畑四郎君) そういう流通資金につきましては、只今のところ

は国に全部集まるものでありますから、いわゆる国家資金がこれを買うちであります。が、流通資金になりますと、農協でございますれば農協自体の資金が流れ行くわけであります。今日の農協自体はそれだけの資金的余裕がありませんので、國庫余裕金が必要であるわけでありますから、その余裕金を中央金庫に指定預金をいたしまして、それを財源として流通資金が系統組織に流れ行くということで、国

が集荷します資金と財源は大体同じでござりますけれども、流れの組織が違つて来るという点が大きな違いであります。

○松永義雄君 それはこう申しては失礼ですが、これは長官の希望じやないかと思うのですが、八百万石なら八百万石を買入れる。恐らく言われた日に申込があるだろうと思ひますが、麦は一年間二千七、八百万石できるのじやないですか、そして農家の自家食糧でこれを用いられて、そうしてその残りが外に出て行くのではないか。一休その分量はどういうふうになるか。

○政府委員(東畑四郎君) よく八百万石と申上げますのは、実は玄米に換算をおした数字でございます。従いましておよそ商品化した量を全部という意味でございまして、それを玄米に換算いたしますと、先ず八百万石という数字が従来とられておつたわけであります。これは勿論玄米で申上げますと相手でございますから、これは商品化した量につきましてはおよそ商品化した量になります。過去の商品化事情等を検討いたしまして考えました

集まつて参りませんと、それだけの金は余るわけであります。その余る財

源は國庫余裕金から民間のほうへ流して行く、いろいろ相談を大蔵事務当局

と完全につけておるわけであります。

○松永義雄君 それじゃ質問の向きを変えることになるのですが、一体日本でできる麦がどういうふうにお役所、

農家、商人等によつて扱われるか、大体の、數字的にいふと固くなりますが、大体どんなふうになつて行くのか。

○政府委員(東畑四郎君) 実は麦類は長い直接統制なり割当供出の時代が続きました。麦の統制撤廃後どういう形でこれが流れるかと言ひますと、常識的に言ひますと、政府にいわゆる最低価格保証で売られるものと、農協を通じて売られるものと、商人系統を通じて売られるものと、この三つの形体になつております。政府は最低価格保証で買うわけありますが、その買い方

で買うわけありますが、その買い方は從来と同じように支拂証書で購入をします。農協のほうにつきましては今申上げたように、今後は政府の買受代行ということをなしに、みずから農協自体が自動的に集め政府に売られる場合も出て来ると思います。商人系統におきますと、それはおののくの製粉会社に行く場合もあると思います。商人系統が出来るといふことに大体話をしている

協がどの程度麦の集荷資金を動かして、市中銀行というか銀行までも行かれて、私まだはつきりと把握できませんが、農協等を通じます場合に

思ひますが、農協等を通じます場合も出て来る虞れがあると思うのですが、全然ないと、こういうふうに考

えておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

集まつて参りませんと、それだけの金は余るわけであります。その余る財源は國庫余裕金から民間のほうへ流して行く、いろいろ相談を大蔵事務当局と完全につけておるわけであります。

○松永義雄君 ところが虎視眈々とし

てこの麦を対象にして市中銀行がすでにその手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

まあ統制に関する批判はあるけれども、ともかくはできるだけのことをし

ておつたようであります。ところが單に手を伸ばさんとしつつある傾向

が見られるのであります。國家資本でまだ抑えている間は、一応いろいろの

協なら單協に廻る資金といふものは全部政府が賄い得るということですか。組織でありますので、農民の麦を集荷いたしまして政府に売りますか。製粉会社に売るか、これは自由であります。そのときの価格如何であります。

○松永義雄君 まあ農協のほうじや八百石を中央金庫に指定預金をいたしまして、それを財源として流通資金が系

統組織が運営するのであります。それで、農業の集荷資金の前渡し金的な作用を営む、こういうように考

えている次第であります。

○松永義雄君 具体的にお聞きしたいのですが、例えば肥料商みたいなもの

も中に入つて行くのじやないですか。その農民から集荷する前渡金なり販売

後の決済資金等はこの金を充當してやる。結局これは農家の集荷資金の前渡

金的な作用を営む、こういうように考

えている次第であります。

○松永義雄君 まあ農協のほうじや八

百石と申上げますのは、実は玄米に換算をしました。従いまして、それを玄米に換算いたしますと、先ず八百万石という数字が従来とられておつたわけであります。これは勿論玄米で申上げますと相手でございますけれども、民間流通の割合がどれくらいだということになりますと、これはなかなか把握し得ない

のです。そのため私の聞きたいことがあります。それにつきましては

○政府委員(東畑四郎君) あります。政府委員(東畑四郎君) あります。政府委員(東畑四郎君) あります。

○松永義雄君 そこで私の聞きたい

ことは、どうも私の聞きたいことが

びつたりしてないようですが、私の申

上げたいことは、麦といふものは国家

資本から今度民間資本の作用するこ

とにありますけれども、民間流通の割合がどれくらいだということになりますと、これは毎々私がここで申し

ているように、肥料商といふものは

何に農家を過去においていじめている

かといふことは、私がここに申上げるまでもない。今御承知の通り日本は現

在は金融が幾らか緩んだとか何だとかいうが大体において金融は苦しい。併しこのときにか必ず金融が又緩慢な

ときが、本当に緩慢なときが来ない

すということについての資本家側のほうの魂膽として金融の対象を一つ植やして行こう、やがては米も対象にして行く、そして米麦取引所を再現していく。そうして昔の増資事件を引起するような傾向に向いつつある。統制を外すといふことは或いは或る程度利益な点があるかも知れない。併しその半面において非常な不利益を農民に與えたことが、過去の経験において見られて来ているのです。そういうことを今長官はよく頭に置いて言っているかどううかということ、先ほどからそういう質問をしておられるのです。

○松永義雄君 このパリティ計算ですか、それで買上げるから心配はないとか、おつしやるのですか、人間というものは貧乏すれば何をやるかわからんし、選挙のとき負けそうになつて来るときも金を撒いて歩くように、最近もうすでに農家が野菜の自由販売で悲鳴を挙げつつある傾向を帶びて来ておる。そのように経済が立たなくなるといふと、一遍金を借りると複利に複利に重ねて、いつの間にか十円が百円になつて来るというよりなばかりらしい。泣くとられるというような現象が起きないとも限らない。問題はもうすでに米の問題についても、米の統制を撤廃したら、いつ如何なる場合に銀行が入つて行けるかということすらすでに銀行はよく研究しておる。それだけ金利といふものは農民から搾取して国家へ納めておる間は税金見たいなもので、一応国家的に使われる。そうした金の金利を納めて行くことになれば、農家は自然に金融資本家に略奪されるという傾向になつて行くと思ひます。統制を撤廃すれば、民間資本がどのを見ると、今度は競争で麦の買付をは入つて行くということは、相當多くなるのじやないか、そうでなくとも雑誌とかいろいろなものに書いておるやうの全体の経済から言つて黒字になるやうと、いやまだ赤字だ、黒字だといふ字が、すでに農林省からも出ている。如何に形がよく行つても事実とは違ひ、昔のような形に復活するといふではないのか、こういうよりは実は考えておる次第であります。

○政府委員(東畑四郎君) 統制を撤廃することを考へないのですか。
ところの傾向を帶びて行く。そういうことを考へないのですか。
するということは、たゞ申します。
ように、これは統制の今までのやり方の管理方式を変えたというように言わ
れましたが、まさしくそうであります。
政府としましては、この組織は、
今後の生産力を上げなくちやなりませ
んし、又重要な食糧でありますので、
価格の安定ということは、これはとて
も重要であります。従いましてこの法
案にありますような一つの制度とし
て、これをやりますことによって、最
低価格といふものを保証いたしておる
のであります。その間幅がありますの
で、民間流通のものも相当出ると思いま
す。これにつきましては、農協その
他の組織と言いますか、農民の組織の
ものに国家資金といふものを流して
参りますことによって、だんくどと傾
向と言いますか、農民の金融を政府が
援助して行くということをいたします
れば、このことに関する限りにおきま
して、そり混乱はないよう私は実感いた
考えるのでありますが、農政の全体の
問題になつて参りますと、これはあら
ゆる施策をあぐらまして、農家組合が
が貧弱なる形に追込まれますことは、
これは政府としては防止し、安堵させ
なければならんということは当然でござ
ります。本件に関する限りは、松永
さんのおつしやいましたような形には
私は動かないであろう、こういうよ
に実は考えておる次第であります。

やないか。こういうことを言つておるのです。だからこれが麦だけならいいけれども、米までなつて来たらますます金高が多くなるのですから、それこそ大きな銀行も入つて来るということです。その金利といふのは農民から搾取すると同じようになつて来るということを私は申上げております。それからあとは簡単なんですが、麦の統制が撤廃になつたら、一体流通の過程はどうこととを私は申上げております。それからいうふうになつて來るのであるのか、組織は……。

ようし、個々の生産者から買う場合はもちろんあります。その場合におきましても、政府の買入値段といたしておなしておるので、中ではそら乱れるわけはないと思います。それから政府が買入れます場合は、検査手数料を含めた価格で、即ち一俵きまりました値段に対しても二十四高で買うということになるかと考えます。

○松永義雄君 これは、まあ個人々々のことかも知れないのですが、例えば製粉工場は、最近大きなものが残る。中以下のものは金融の問題で参る、少し過ぎた考え方かも知れませんが、競争をして買付けに行つて、そうしてその結果、麦が直接食糧のほうへ廻る分が少くなつて行くという虞れがある。こういうことを言われておのですが、そういうことはないでしょうか。

○政府委員(東烟四郎君) 製粉会社、精米会社は勿論内地米麦を買うことは事実でござりますけれども、この代金といふものは、やはり食糧以外の用途はございませんので、勿論食糧に向けられるものということに考えておりまします。

○松永義雄君 その数字を前から知りたいと実は……将来のことだからといつて言られておるのですが、統制時代に我々の主食として廻つて来る量と、今度統制が撤廃されるといふと、主食以外に食糧になるのもありますよ。味噌なんか食糧の一つでありますよが、主食以外に廻つて行く量が絶対的に量としてはプラス、殖えるのいやないかというふうな考え方を持つことは間

違つておるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 麦の需給が緩和して参りますと、特に業務用といつたしまして麦類は相当加工用、その他

にすでに統制当時から渡しておるわけあります。農家の自家保有につきましても餉を認めますと同時に、政府に

売りましたものも相当加工用に渡しておるわけであります。加工用に渡します量がそら大きく、自由になりま

す。でも私は需給を不安定ならしめるほど

の有効需要はないものである、こういふうに実は考へておるものであります。

○松永義雄君 これはまあ将来の予想だから、こうだと思えばそらだといふことになるし、他方ではそらでないと

言えばそらでないといふことになる。併し我々の主食以外の需要向けるのは

今までは抑えられておつたので、ここで統が外されるといふと、にわかに増加するというようなことになりはしな

いが、例えばまあ大変卑近な例で皮肉

みたいなことですが、ビールだつて足りないときもあるのです。ビールはも

う売切れぢやつてどろもビールがなく困るとか何とか言つて聞いておる、どうなんですか。

○政府委員(東畑四郎君) 従来内地の大裸で飯用以外に約十万トンそれから小麦で言いますと、約十四、五万ト

ンは飯用以外に政府として割当をしておるのであります、これがどの程度植えますか、これは勿論ビールの需要如何と関係があります。そう厖大な需給全体を不安定ならしめるような量を私

はビール会社も買ははずはない、こ

ういうように実は考へておる次第であ

ります。

○松永義雄君 二十七年度の麦作の総

面積と二十六年度の麦作の総面積はど

ういうようになつておりますか。

○政府委員(東畑四郎君) 二十六年は百七十二万八千町歩であります。二十

七年が百六十六万一千町歩であります

て、約六万七千町歩付と収穫面積と

が減少をいたしておるのあります

が、菜種が大体五万四千町歩程度殖えております、という数字でございま

す。

○松永義雄君 これはまあ将来の予想

だから、こうだと思えばそらだといふことになるし、他方ではそらでないと

言えばそらでないといふことになる。併し我々の主食以外の需要向けるのは

今までは抑えられておつたので、ここで統が外されるといふと、にわかに増

加するというようなことになります。

今まで抑えられておつたので、ここ

で統が外されるといふと、にわかに増

加するというようなことになります。

併し我々の主食以外の需要向けるのは

今までは抑えられておつたので、ここで

で統が外されるといふと、にわかに増

加するというようなことになります。

○委員長(羽生三七君) かしこまりま

て、委員各位の御要望によつて本法律案の衆議院における修正の経過に鑑みて、修正立案者の御出席を求められる事になりましたので、本日は修正案の提案者である小林議員、それから本

会議における附帯決議の説明をなしま

した吉川議員、それから御出席を願い

ましたので、これから先日の皆様の御

発言の趣旨に基いてそれべ御発言を

お願いいたします。

○片柳眞吉君 衆議院からわざくお

が、余計なことかも知れませんが、こ

の買付競争となると高くは買つてくれ

るかも知れませんが、その半面金も拂

わぬものもできて来る、自由契約で

わざくおもに肥料商にも先売りしてしまつて、又別の方面に行けば、金がないた

めに肥料商にも先売りしてしまつて、

うようなことで、自由経済になると、

ちよつと氣持が寒くなるといふような

点は、これは誰しも認めるのであります。

併し過去において、如何

に、やはり自由経済が如何に農民を圧迫して来たかといふことは、これはも

う周知の事実であります。そのことだ

けを申上げて終るのですが、更に先程御質問しました新しくできる外貨予算

迫して来たかといふことは、これはも

う周知の事実であります。そのことだ

買入価格を研究しなければならぬのであります。それから次に、この修正案で参りますが、こういう点から、今のあります。政府の売却価格は第四條の三であります。政府の原案と同様であるわけですが、そなつて参りますが、これは計算をしてみないとわかりませんけれども、大体の公算としては

いでの頂きましたけれども、必ずしもその

されました衆議院の直接の説明をお聞

いですを頂きましたが、これで恐縮であります。

が、私から衆議院で第四條の二の第二項を改正された点につきまして、修正

されました衆議院の直接の説明をお聞

い下さいといふように存するのであり

ます。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。やはり修正案を立案されたかたから直接

を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

きまして政府当局からいろいろと答弁を頂きましたけれども、必ずしもその

解釈が明確でないのあります。と申しますのは、この解釈につ

買入価格を研究しなければならぬのであります。それから次に、この修正案で参りますが、こういう点から、今のあります。政府の売却価格は第四條の三であります。政府の原案と同様であるわけですが、そなつて参りますが、これは計算をしてみないとわかりませんけれども、大体の公算としては

いでの頂きましたけれども、必ずしもその

されました衆議院の直接の説明をお聞

い下さいといふように存するのであります。

が、私から衆議院で第四條の二の第二項を改正された点につきまして、修正

されました衆議院の直接の説明をお聞

い下さいといふように存するのであります。

食糧管理法の一部を改正する法律案を見ましたときに、これは単に麦だけの問題ではなく、やはり主食全般に亘つた問題と考えまして、この法案に対する修正の決意をいたしましたのであります。併いまして只今御質問にあります米の買入価格問題と関連して明瞭に

問題ではありません。併し我々の根本的な考え方方は、これは米と麦を離して考えるべきではないといふ我々の主觀に立ちます。

政府の答弁はやはりこれは別々になります。

はあります。

なお次の先渡価格の問題でございま
すが、再生産をカバーするということ
からだん／＼考へを縮めて参ります
と、やはり只今御質問にありましたよ
うな買入のほうと先渡との間に相当の
開きを生じまして、御質問のよろくな二
重価格ということが当然私たちは起つ
て来るという考え方を持ちまして、併し
これを法律にどんなふうに表わすかと
いう点につきましては非常に苦慮いた
しましたけれども、法律には完全には
表われておりません。従いまして只今
御質問にありましたように決議案を我
は用意をいたしまして、この決議案
の趣旨を十分に実行するならば、これ
は二重価格として立派にできる、再生
産も保証ができるし、消費者の家計費に
もの価格が及んで行かないというよ
うな結果になると我々は信じておつた
のであります。能いまして我々は決議
案を委員会におきましたも本会議にお
きましても上程いたしまして、これに
対する政府の特に農林大臣の答弁もは
つきりいたしておりまして、これらは
政府は責任を以てやるという保証を得
ましたので、只今の御質問のことも十
分に達成できると考へております。た
だ、これができるできないといふの
は、政府が国会において答弁をして責
任を以て大臣が言明したことを実行す
るか否かにかつておると我々は信じ
ておるのであります。

をベースにして物価その他の経済事情を参照してきめる。麦のほうは農業部リティに基いてその他の事情を斟酌してと、こうまあ主客が逆になつておりますが、そこで麦のほうは二十五年二十六年の両年の麦価平均を基準にしており出でおりますが、修正提案者のお考へでは、米のほうはやはり二十五年一十六年の両年の米価平均でパリティでありますのか、或いはもう生産費を正面からとつて、その他のパリティ等は参考事項としてこれをくむという考え方でありますか、その辺を重ねてお願いしたいと思います。

○衆議院議員(吉川久衛君) 小林君のお答えしたことに補足して、合せてロードの御質問にお答えしたいと思ひます。

私どもの当初からの考えは要約すると三つの問題になるのであります。一つは場内の食糧の増産確保、それが点、それから米麦は不可分である。これから二重價格制で行かなければならぬ、この三つの問題に重点を置いてこの食管法の一部改正の問題を考えたわけでございます。それで増産をさるにはできるだけ生産費を償うところの価格を基準として再生産を確保するうことで、第四條の二項の修正になつたのでございますが、この修正にはじきおつがございまして、私どもが価格を入れるのに工合が悪いことなどを強く要請したのでござりますが、どうしても「基準として」で豊園係数等を入れるのに工合が悪いことなどで、「道とし」という抽象的

言葉で表現されることになつた。そのことがこの決議案になつて来たわけでござります。而もその決議案は今までのおざなりな、いわゆる大臣の答弁ではなくて、こちらでこういうお答えをしてもらいたいということを大臣に要求をいたしました。これは今までの形を破つて、特にこのことは一つ約束をしましようということで、これはこの決議案に対する大臣の答弁となつたのでござりますから、その点はこれは極めて重要な問題だと思いますので、申添えて置きます。

そこでこの米の売渡価格の決定に当つては家計費をこの上に考慮するということは、これは当然でございます。だから第三項の修正をいたしませんとした。それから二十五年、二十六年といふところを抑えたところに米麦不可分のかかり合いがあるということです。そこで米の価格を決定するに當つて、私どもは二十五年、二十六年の価格を基準とするということを米の問題については諱わなかつたのでござります。そこで米の価格と私どもの唱える二重価格制の原則の上に立てば、当然米の価格を決定する場合には再生産を確保するということは必然の結果となつて出来来るという考え方で、今までは質疑をやつて参つたわけでござります。そういう意味でこの決議案もできておりますから、そのように御了解を願いたいと思います。

○片桐眞吉君 結論として米と麦とは法律の規定を若干異にしておりますが、お考えとしては大体同じだというふうに了解してよろしくございますか。

○小林泰平君 それに関連して、只今

の御説明によりますと、この決議案の趣旨といふものは二重価格制をはつきりと譲つたものである。こういうふうな御説明であつたのであります。私たちもこの決議案を読みましてそういうことをはつきりと了解いたした。又これは過日この決議案が衆議院で可決されました際に、新聞紙上でも二重価格制を実現することを決議した、こういうふうに現われておるのであります。ところが先般政府当局にこの問題をお尋ねしたところ、「二重価格制をはつきり譲つたものでない、こういうことを御答弁になつておるのであります。」この点はこの決議案の審議の過程におきましてはつきりと政府側の意見を確かめられてあるかどうかということをお尋ねしたいと思うのであります。これは政務次官からも特にそういうふうに「一重価格制を採用するのである」というふうに解釈されるのは御勝手であるというような御答弁がありましたので、この点は非常に重大だと思いますので、はつきりさせて頂きたいと思います。

か、こういう問題が起りました。ところが特別会計法の原則を覆えずよろしく法律改正ということは恰好がつかないから、そいつは一つ必ず政府において責任をとるから決議にしてくれ、こういうことでこの私の説明いたしました。決議案の第二項となつたわけでございます。当初私どもの考え方からいたしまして、保管料、倉庫料、運送料、人件費、諸掲り等を大体計算をいたしましたと、三十六億くらいになつたと思ひます。或いは四十億近くになつたかと思います。ところが当然赤字が出れば一般会計から補填しなければならなくなる、なればそのときに当然それに対する臨時の法制的な手綱はとられるのであるから、そこで食管特別会計法の一部改正をやめて、この決議案で行けば同じ結果になるのである、こういうことでこの第二項が丁承されたわけでござりますから、私どもは二重価格制を認めて頂いているのだ、こういうよう信じておられます。

計におきましては、赤字を覚悟の上で我々はこの決議を十分尊重する、実行するということを言明したのであります。従いましてこの委員会でも私はつきり申上げたはずでありまするが、麦度の赤字が生ずることは決心をしておりますといふことを申上げたのであります。ただ食管特別会計の建前と申しますようか、これは麦だけやつておるのでないでありますし、米もやつておる、或いは澱粉の買上もする、或いは砂糖もやるというふうなことでございまして、麦だけについての特別会計ではないであります。相当厖大な食糧管理をやつておりますので、これほどの程度の赤字ができるのかまだ明白ではありませんし、麦だけの分をここで特に切り離すということは食管特別会計の建前においてもちょっと困難であります。従いまして当然赤字が出る、赤字が出た場合においては、これは責任を以て一般会計から繰入をして赤字の補填をするという決意は、農林大臣からもつきりと衆議院で申上げたのであります。特にその点はこれがはじきりした二重価格制をとるのだということを申上げることは、いわゆる特別会計なるものの本質から見てこの際障りがあるという点で、小林さんの御質問に対しましても私はこの点は実は残したものであります。その点は政府の立場におきましても、実はあれ以上のことを申上げることはどうかと考えておつたのでありますし、麦に関する限りにおいては、これはこの機会にはつきり申上げますが、或る意味における二重価格というふうなことを政府はこの実行らという考え方でおるわけでござります。

重価格を認めて、初めからあらかじめ厖大な赤字が出るということを覺悟してやるということになれば、食管特別会計なるものについては、あらかじめ予算的措置を講じないで、食管特別会計をそのまま通すということはできませんので、これは特別会計の内部で操作をし、赤字が生じた場合においては、あとからこれは責任を以て赤字を補填するという形をとつたわけでございます。その点は一つ御了承頂けるものと考えております。

は、この価格の問題ではそういう点で絶対にないということを我々は信じております。それを付加えて申上げておきたいと思います。

○政府委員(野原正勝君) この機会に明らかにしておきたいと思いますが、我々も決して米の赤字を米でカバーしようなどというような考え方には頭持つております。ただ食管特別会計の赤字ということになりますといふと、麦だけでなく、ほかにいろ／＼ある。米についても多少の赤字を生ずるかも知れませんし、或いは多少プラスになる場合もあるわけですが、いずれにしましてもこの麦の分を米なりはかのものでカバーしよう、というようなことは考えていないのであります。その限りにおいてはこれはこの御決議をなされました以上は、これは二十七年度の食管特別会計はまあそれだけの分ははつきりと赤字ができるということとは実は決意をいたしております。大臣にもあらかじめ連絡をとりまして、赤字があると出るが、これは一つ含んでおいてもらいたいということを大臣に特に連絡をとつたのであります。その点は決して米にこの問題を持つて行くという考え方は政府のとしては毛頭持つておりませんので、この点は一つここに明らかにしておきたいと思います。

り砂糖は、或いはこれは食管会計の改正には影響はないわけでありますから、只今麦について価格をとれば当然これは米のほうでも実は相当の赤字が出ることはこれは出て来ます。この辺の解釈をはつきりして頂きたいと思います。

○小林泰平君 ちょっとと食糧庁長官にお尋ねいたしますが、先般新潟県の佐渡郡の吉井村から当委員会に具申書が参りましたのでお伺いいたしたいと思います。それは昭和二十六年産米の供出に当たりまして、この佐渡郡の吉井村においては、吉井村の農業協同組合は食糧検査員の指示によつて、その下部組織である各部落農家組合長を通じてまして二十六年度の供出米は目切れと検査用のため規定の六十キロのほか、一俵につき百二十匁、三合を余分に納入するよう、俵に入れるようなど、こういうことを各農家へ通達したそちらであります。そこで一俵について三合と言ひますと、この村全体で約八十一石になるのであります。が、こういうふうに一俵について三合余分を入れるということは、全国的にこういうことを石綱庁は指示されておるのでありますかどうか。これは差し米として、そのため余分に入れることは余りに量が多過ぎる。こういうふうに思うのですが、この点をはつきりして頂きたい。

○政府委員(東畑四郎君) 小林さんで御質問は検査の規格、その量目の問題だと思いますが、具体的な事案につきましては私のほうから目下新潟県の方に調査をいたさせまして、その回答を待つてからこの問題はお答えをしますけれども、抽象的に申上げますと、食糧庁といたしまして量百六十キロ

ラム、十六貫でござりますが、これに
つきましては、検査当日六十キロあれば
ばよろしいといふのはあくまでこれは
厳守をいたしております。ただ検査当
日六十キログラムなければなりません
ので、これは込み米とは全然違うので
ありますけれども、若干量を減やす
うな事実はあるかと思ひますが、あく
まで検査当日六十キログラムあれば一
いのであります。差しを入れました場合等
におきまして、大体二勺ぐらい出るの
であります。これを元へ返すことは
当然であります。かますなどに入れま
する場合で、元に返らん場合は別につ
けて、取引のときにそれを返すといふ
ような込み米といふようなことを指導
しておることは、これは中央には絶対
にございませんことを御了承を願いま
す。

○委員長(羽生三七君) 本日はこの度で散会いたします。

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金金融通法の一部を改正する法律
開拓者資金金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金金融通法の一部を改正する法律
開拓者資金金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 前條の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の償還は、次項に規定するものを除き、償還期間二十年（すえ置期間を含む。）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるものとする。

前條第一号の資金を政令で定める者に貸し付ける場合の貸付金の償還は、償還期間五年（すえ置期間を含む。）以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によるものとする。

政府は、前二項の規定にかかわらず、左の場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

一 貸付金の償還をすべき者の申出があつたとき。

二 貸付金の償還をすべき者が年賦金の支拂を怠つたとき。

三 前條の規定による貸付を受けた者（その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。）が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。

四 前條の規定による貸付を受けた者（その者が法人であるときは、その法人を組織する者）がその當む耕作の業務を怠り、又は廃止したとき。

第一項及び第二項のすえ置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号の資金を第一項の規定により貸し付ける場合は五年、第二項の規定により貸付ける場合は二年、同條第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同條第三号の資金を貸し付け

る場合は一年とし、その期間中は、無利子とする。

第三條第三項中「前條第一項本文」を「前條第一項又は第二項」に、第

六條第一項中「第二條第一項」を「第二條第三項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

畜犬競技法

畜犬競技法

（この法律の趣旨）

第一條 この法律は、畜犬の能力検定を行い、畜犬その他の動物の改良増殖及び輸出の促進を図り、且つ、動物愛護に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために、行う畜犬競技に関し規定するものとする。

（畜犬競技の施行者）

第二條 都道府県及びその区域内に畜犬競技場が存在する市（以下「市」という。）は、その議会の議決を経て、この法律により、畜犬競技を行うことができる。

（畜犬競技場の施設の委任）

第三條 前項の規定により畜犬競技を行なう都道府県又は市（以下「畜犬競技施行者」という。）以外の者は、優勝投票券その他これに類似するものを発売して、畜犬競技を行つてはならない。

（畜犬競技の実施の委任）

第三條 畜犬競技施行者は、その議会の議決を経て、且つ、農林大臣の認可を受けて、畜犬競技の実施を當該都道府県に設立する畜犬改良会に委任することができる。

（畜犬の虐待防止）

第四條 畜犬競技は、出場する畜犬を虐待することになるような方法で行つてはならない。

畜犬競技に出場する畜犬は、出場する直前に、政府又は地方公共団体の職員でない獸医師の検査を受け、健康で、いかなる薬品の作用を受けておらず、且つ、出場するのに適しているものであることを証明されなければならない。

第五條 畜犬競技は、畜犬改良クラブに登録された畜犬競技場で行われなければならない。

畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。但し、畜犬競技に出場する畜犬の数その他の事情を考慮して農林大臣が指定する都道府県にあつては、二箇所とする。

第六條 畜犬競技施行者は、畜犬競技を開催するときは、入場者からの入場料を徴収しなければならない。

畜犬競技施行者は、一口金二十円の優勝投票券を券面金額で発売することができる。

第七條 畜犬競技施行者は、一口金二十円の優勝投票券を券面金額で発売することができる。

第八條 畜犬競技施行者は、前項の優勝投票券五枚分を一枚をもつて代表権には、優勝投票券を購入し、又は譲り受けではない。

第九條 畜犬競技施行者は、前項の規定により優勝投票券の交付する場合ににおいて、その金額の百分の七十五以上の金額を当該畜犬競技における優勝畜犬に対する賞金を当該優勝畜犬に対する各優勝投票券にあん分して交付する。

第十條 畜犬競技施行者は、前項の規定により優勝投票券の交付する場合ににおいて、その金額の一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第十一條 優勝投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

第十二條 優勝投票券を発売した

入した者は、その購入によつて、当該入場券に記載されている額の

寄附金を各共同募金会に寄附したものとする。

（拂戻金）

畜犬競技施行者は、優勝投票券の的中者に対し、その畜犬競技についての優勝投票券の売上金

額の百分の七十五以上の金額の拂戻金を当該優勝畜犬に対する各優

勝投票券にあん分して交付する。

第十三條 畜犬競技施行者は、優勝投票券の的中者のない場合に

おける売上金は、その金額の百分の七十五以上の金額を当該畜犬競技における優勝畜犬以外の出場し

た畜犬に投票した者に対し、各優

勝投票券にあん分して拂戻金とし

て交付する。

第十四條 前二項の規定により優勝投票券の交付する場合において、その金額の一円未満の端数があるときは、

その端数は、切り捨てる。

第十五條 前項の端数切捨によつて生じた

金額は、畜犬競技施行者の收入と

する。

（投票の無効）

第十六條 優勝投票券を発売した

後、左の各号の一に該当する事由

が生じたときは、その投票は、無

効とする。

第十七條 優勝投票券を発売した

後、左の各号の一に該当する事由

が生じたときは、その投票は、無

効とする。

第十八條 優勝投票券を発売した

後、左の各号の一に該当する事由

が生じたときは、その投票は、無

効とする。

第十九條 優勝投票券を発売した

後、左の各号の一に該当する事由

が生じたときは、その投票は、無

効とする。

良会又は畜犬改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合は、事後に聴聞をすることができる。

(設立許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、畜犬改良会又は畜犬改良クラブが左の各号の一に該当する場合には、民法第三十四條の規定による当該法人の設立の許可を取り消すことができ

る。

一 畜犬改良会又は畜犬改良クラブが第十八條第二項各号の一項において準用する場合を含む。(以下同じ。)に掲げる要件を欠くに至つたとき、又は許可当時第十八條第二項各号の一に掲げる要件を備えていたかつたことが判明したとき。

二 畜犬改良会又は畜犬改良クラブがこの法律、この法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

農林大臣は、前項の規定により設立の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜犬改良会又は畜犬改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。

(届出、報告又は検査)

第二十四條 農林大臣は、畜犬競技施行者に対し、畜犬競技の開催終了及び会計その他必要があると認める事項について届出若しくは報告をさせ、又は帳簿及び書類を検査することができる。

第二十五條 畜犬改良クラブは、畜

犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録に関し、その登録の申請者から、省令で定める金額の登録料を徴収することができる。

(委任事項)

第二十六條 この法律に定めるもの外、畜犬競技に出場する畜犬の品種に関する事項、畜犬競技の開催回数及び開催日数に関する事項、畜犬競技の種類、種目及び方法に関する事項、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録基準その他の登録に関する事項、畜犬改良クラブが指導師になろうとする者に対して行う講習会に関する事項その他この法律の施行に関する必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二條第二項の規定に違反した者

二 この法律により行う畜犬競技に関し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第八條の規定により優勝投票券の購入又は譲受を禁止してある者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

一 第八條の規定により優勝投票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者

に対する優勝投票券を発売した

者

二 第八條の規定に違反した者の相手方となつた者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する者を除き、同條第二号に規定する行為の相手方となつた者

第五十九條 畜犬改良会若しくは畜犬改良クラブの役員、畜犬競技に関する事務に從事する者又は畜犬競技に關係する指導師が、その職務又は競技に関する賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

第六十条 前項に規定する者が、その職務又は競技に関する賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十一条 前項の場合において、收受した賄賂は没收する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価値を追徴する。

第六十二条 前條第一項又は第二項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十三条 第十四條第二項又は第十八條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

二 外国から輸入された畜犬(この法律施行の際現に国内にある畜犬を除く。)は、省令で定める期間中、畜犬競技に出場することができない。

三 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のよう改訂する。

第十一條第一項に次の一号を加える。

十三 畜犬競技の監督を行うこと。

1 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年五月二十二日印刷

昭和二十七年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所